**④****「グラウンド割り の決め方」**

**～効率と公正～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 | | | |
| 内容Ａ　私たちと現代社会  (2) 現代社会を捉える枠組み  ア(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正  などについて理解すること。  (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契  約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第1部  現代社会 | 第2章  現代社会を捉える枠組み |  | p.19-22 |

**第Ⅰ部　指導案（2時間扱い）**

**１　授業のねらい**

（１）学習指導要領公民的分野の内容Ａ(2)「現代社会を捉える枠組み」においては、「対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあり、ア「次のような知識を身に付けること。」として(ア)「現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。」がかかげられていますが、そのための学習としては抽象的な概念を学ぶにとどまってしまいがちです。

しかし、生徒たちはまだまだ抽象的な概念を理解できないので、身近な題材として、グラウンド割りの決め方という事例を用いて具体的に考えてもらうことにより、「対立」を解消して「合意」に達してルール化する必要性や、そのための判断基準としての「効率」や「公正」という観点の必要性を理解してもらうことが有用です。

（２）そこで、本教材では、「効率」や「公正」という観点に着目しやすい身近な事例を設定しました。

本教材では、身近な事例から、「効率」が社会全体で「無駄を省く」という考え方、すなわち、「合意」された内容は無駄をはぶく最善のものになっているかを検討するものであることや、「公正」には機会の公正さや結果の公正さなどさまざまな意味合いがあることを理解し、「合意」の手続についての公正さや「合意」の内容の公正さについても、生徒たちに理解を深めてもらいたいと考えました。

（３）「合意」に達したルールを生徒たちに発表してもらい、できあがったルールの妥当性についても、「効率」、「公正」などの視点に着目して検討してもらいたいと思います。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

1. 「対立」が生じることが不可避であり、とりわけ代表者による話し合いの場合、代表者はその属するグループの利益を代弁する側面を有しているため、その対立はより不可避であることを知る。
2. 「対立」を解消して「合意」に達してルール化する必要があることを理解する。
3. 「対立」を解消して「合意」に達しルール化するに際しては、「効率」と「公正」の２つの観点から考察することが有用であることを理解する。

**３　指導計画**

（１） 「グラウンドの使い方のルールについて考える。」 (２時間扱いの１時間目)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導　入 | ・「部活動のグラウンド割り」のためにはどのような考え方が必要なのか話し合う。  ・グラウンド割りを行うための前提条件として必要な考え方、「効率」と「公正」の説明をする。 | ・「事例」と「ワークシート」を配付する。  <予想される生徒の反応>  「効率」グラウンド全体を無駄なく使う。  成績で決める  「公正」部員数で決める  順番にする。  話合いで決める。 |
| 展　開 | ・事例を読み取りながら、部長の立場に立って、自分の部活動がどの程度グラウンドを使用したいかを考える。  ・グループごとに、各部の部長として意見を述べあった上で話し合い、グラウンド割りを決める。  ・「各部ができるだけ効率的にグラウンドを利用できること」、「各部ができるだけ公平にグラウンドを利用できる」ことを条件に、それを満たすために必要なことは何か考える。 | ・４人グループになり、１人１部活を担当し、各人が１部活の部長となる。これが決まった後、各人にその部活に対応する「●●部の事情」と「（工作／●●部用）」を配付する。  <予想される生徒の反応>  曜日を決めて活動場所を割りふる。  毎日活動場所を割りふる。  <予想される生徒の反応>  自分たちの活動について宣伝する。  それぞれの主張を出し合う。  ・解決するための手段（効率）にはどのような道すじ（考え方）があるか。どの点に注目して考えていけばいいか。各部の人数や実績、グラウンドの大きさごとにできる活動、部長の思いについて考慮しながらも、どこまでグラウンド割りが（公正）にでき  るかを考えさせる。 |
| まとめ | ・どのような経緯でグラウンド割りを考えたかふ  りかえる。 | ・次時へのつなぎをしっかりする。 |

(2)　「グラウンドの使い方のルールについて発表する。」 (２時間扱いの２時間目)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導 入 | ・グループごとに、前時間で決めたグラウンド  　割りの内容を確認するとともに、発表の準備  　をする。 | ・グループごとに、ワークシートに理由や経緯をまとめる。  ・「効率」と「公正」のそれぞれについてどのように考えたのかを意識させる。 |
| 展　開 | ・グループごとにどのようにグラウンド割りをしたか、キットを使ったグラウンド割り結果図を示しながら、理由とともに発表する。  ・他のグループのグラウンド割りの仕方やその理由についても、キットを使ったグラウンド割り結果図を示しながら意見交換する。  ・どのようなグラウンド割りが「効率」と「公正」によりよく配慮したものであるか考える。 | <予想される生徒の反応>  ・特定の部活動がグラウンドをまったく利用しない曜日がでてしまう。  ・グラウンド割りをする際に部活動ごとに平等に割りふるのか、部員数に応じて割りふるのか、どの基準によるのが「公正」といえるのか。  <予想される生徒の反応>  ・グラウンドを無駄なく使うのが「効率」だ。  ・部員数に応じたグラウンド割りが「公正」だ。  ・特定の部活動の部長の意見を無視したものはよくない。 |
| まとめ | ・「合意」にいたる過程のなかで手続の公正さを満たしていたかを考える。  ・（時間に余裕があれば）「合意」に達することができない場合に備えて多数決原理があること、「合意」に達したルールが適用された場合に不利益を被る個人を救済する制度として裁判手続があることを知る。 | <予想される生徒の反応>  ・特定の部活動の部長の意見ばかりを重視す  るのはよくない。  ・ワークシートにまとめさせる。  その際、自分の考えの変化について記述できるよう促すこと。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・事例を通して、社会生活上、「対立」が生じることに気づき、社会集団の中で共に成り立つように、  「効率」と「公正」の視点をもって「合意」にいたる努力がなされていることが理解できたか。 |
| **○思考・判断・表現**  ・解決するために道すじを立てて考えることができたか。どの点に注目して考えていけばいいか。実際にグランド割りが（公正）にできたか。  ・資料やキットを活用して分かりやすく発表することができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  　・話し合いを通して、自らの意見を修正しながら、よりよい解決策を考えようとしている。（ワークシ  　　ート２時間目の(1)） |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  ・「効率」（社会全体で無駄をはぶくという考え方）、と「公正」（「手続の公正」、「結果の公正」な  どさまざまな場面）という考え方を取り入れて、自らの意見を修正している。 |
| **○A規準の例**  ・この事例で、学んだことを、日常の事柄や、社会の情勢などに広げて考えている。（自分と社会  の関わり） |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「グラウンド割り の決め方」**

**～効率と公正～**

　　組　　　番 名前

**「あなたは、ある部活動の部長として、なるべく多くのグラウンドの割りあてを受けるためにどうするか。」**

学校のグラウンドが以下の図面のように設けられている。

各部（サッカー部、テニス部、野球部、陸上部）の部長は、毎日一部でも自分の部活動がグラウンドを利用できるようにした上で、できる限り自分の部活動のグラウンド割りを多くしたいと考えている（生徒数は全校で300人）。

しかし、グラウンドは限られた空間であるため、その使い方をどのように考えるかを話し合いで決める必要がある。

※ グラウンドの上部には陸上の直線コースが設けられている。

※ グラウンドの右側には、取り外し可能なテニスコートを設置できる設備が整えられている。

〔グラウンド図〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

〈各部の状況〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部活名 | 部員数 | 実績 |
| サッカー部 | 男子22名 | 今年の夏の大会で市大会をし県大会に出場することができましたが、県大会では1回戦敗退でした。 |
| テニス部 | 男子15名  女子20名 | 今年の夏は団体戦で例年どおり男女とも市大会、県大会を突破して関東大会に出場しました。 |
| 野球部 | 男子55名 | 競合する他校のチーム数が多く、上位入賞は果たせませんでした。 |
| 陸上部 | 男子22名  女子10名 | 今年は駅伝市大会に優勝（男子）し、県大会にも出場しました。走り高跳び(女子)、100ｍ(男子)の2種目で全国大会に出場しました。 |

〈考え方の着目点〉

（1）解決するための手段（効率）にはどのような道すじ（考え方）があるか。

（2）どの点に注目して考えていけばいいか。

（3）各部の人数や実績、グラウンドの大きさごとにできる活動、部長の思いについて考慮しながらも、どこまでグラウンド割りが（公正）にできるか。

１時間目

○　各部の部長の立場で、「ほかの部も説得できるように自分の部活動がどれだけグラウンドの割りあてを受けたい」か、以下のグラウンド割り図に記してみよう。(別紙キットの「工作用」を切り取ってグラウンド図においたりはり付けたりしながら考えよう。)

○　考えた部活

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【月曜日】

【木曜日】

【月曜日】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【火曜日】

【金曜日】

【火曜日】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部    部 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【水曜日】

自分の部活がこれだけグラウンドを必要としている理由をあげてみよう。

【水曜日】

２時間目

（１）　ワークシート１枚目で記入したものを参考に、グループごとの話し合いの中で、どのような理由で、またどのようなで決まったのか、発表できるように、理由や経緯をまとめてみよう。

1. この学習で学んだ事項をあげ、自分自身の変化についても記述してみよう。

【火曜日】

**第Ⅲ部 弁護士からのアドバイス**

**１　「対立」の必然性**

（１）本教材では、グラウンドの広さには限りがある一方で、各部活動の部長がいずれも自分たちの部活動にグラウンドをより広く割りあててほしいと訴えています。

各部長の思いをすべて満たすことはできず、ある部活動に広くグラウンドが割り当てられれば他の部活動に割りあてられるグラウンドはせまくなる関係になるため、どうしても各部長は「対立」する関係にあります。

特に、本教材において、各部活動の部長は、各部活動の代表者として、各部活動の個々の部員の利害を代表しているわけですから、容易に妥協できません。

（２）ところで、学校現場においては、「協調性」が尊ばれるあまり、「対立」があることが悪いことであるかのようにみなされることが多いように思います。

（３）しかし、人は、人種、信条、性別、社会的身分、門地のレベルから趣味・嗜好のレベルまで、さまざまに違いがあります。

そのため、人が複数集まれば、考え方の異なる人が出てくることは当然であって、「対立」すること自体は悪いことではありません。

（４）また、「個人の尊厳」の原理が認められている社会だからこそ、個々人間に「対立」が生じるのです。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。

同条前段の「個人の尊重」については、後段の「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という部分と一体となって、個人は国政のあらゆる場で最大限尊重されなければならないという「個人の尊厳」の原理をあらわしています。

そして、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」（同24条2項）、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」（民法第2条）と規定され、「個人の尊厳」の原理は、国政の場だけにとどまらず、個人対個人などの私人間同士にも適用されることになっています。

この「個人の尊厳」の原理が認められている社会だからこそ、個々人間に「対立」が生じるのです。

このように、「対立」が生じること自体は、肯定的に評価されるべきことなのです。

**２　「対立」と「合意」**

（１）このように、「対立」が生じていること自体は肯定的に評価されるべきものであるとしても、この「対立」をそのまま放置しているだけでは、生産的でないばかりか個々人がよりよく幸福に生きるための協働の利益は達成されません。。

（２）人が集団で生きていく以上、どこかでこの「対立」をのりこえ、「合意」に達する必要があります。

本教材において、グラウンドの広さには限りがあるため、野球部がグラウンド1面(全体)を毎日使用すれば、他の部活動はまったくグラウンドを使用できなくなりますし、逆にサッカー部がグラウンドを広く使用すれば、その分だけ野球部の使用できるスペースがせまくなってしまいます。

（３）このように、利害が「対立」する複数のグループがある場合、そのグループ同士がにらみ合っているだけでは何の解決にもなりませんから、どのグループにとっても納得できるよう「合意」に達して、ルールを作る必要があります。

**３　ルール作りの基準**

1. **「対立」を解消して「合意」に達するための基準の必要性**

「対立」を解消して「合意」に達することのできるルールを作るといっても、何も基準がなければ、やみくもにルールをつくるだけになりかねません。

ルール作りの基準として、以下の「効率」と「公正」を意識してもらうようにしましょう。

1. **「効率」**

「効率」とは、社会全体で無駄をはぶくという考え方です。

「効率」を考えるには、目的を達成するためには無駄がないかどうかということを考える必要があります。

ここでは、グラウンドをよりよく利用する、という目的を達成するために無駄がないかどうかを考えることになります。

いくら「公正」なルールになったとしても、本教材においてグラウンドをまったく使わない日が出たり、グラウンドに空きスペースができたりしてしまうのは、無駄であり、「効率」に反するもので、よいルールとはいえません。

また、野球部が１日中トスバッティングしかしない日に、グラウンド１面を使って他の部活動がグラウンドをまったく使えないというのも無駄であり、これも「効率」に反します。

このようなグラウンド全部を無駄なく有効利用するというだけでなく、特定の競技力のある部活動に優先して使わせよう、資源を有効活用しようという考え方も、「効率」にふくめることができます。

1. **「公正」**

「公正」とは、公平でかたよっていないことを目指す考え方です。

「公正」という概念は、「手続の公正」、「結果の公正」などさまざまな場面で問題になります。

何が「公正」であるかについては、人によって考え方の差があるでしょうが、利害が対立する人たちの間で合意を形成するための基準である以上、何を「公正」と考えるかについても、みなが納得できるものである必要があります。

ルール作りの過程において、声の大きい人の意見だけが取り入られたような場合には、「手続の公正」に反します。

また、特定の部活動だけがグラウンドを使用するような場合や、特定の部活動だけがまったくグラウンドを使えないような場合には、「結果の公正」に反します。

もっとも、どのような考え方をとれば「結果の公正」を満たすかどうかについては、いちがいには言

えません。

本教材においては、サッカー部、テニス部、野球部、陸上部の４つの部活動があり、①その部活動ご

とに平等にグラウンドを利用するという考え方、②部活動ごとの人数に応じて野球部は広くグラウンドを利用できて人数の少ないテニス部はせまい範囲でしかグラウンドを利用できないという考え方、③部活動ごとの実績に応じて全国大会に進出する部員のいる陸上部や団体戦で関東大会に出場したテニス部がより広くグラウンドを利用できるという考え方、④部活動ごとに必要となるスペースに応じて利用するという考え方（グラウンド全体を使った練習の必要がある部活動を優先する等）がありえますが、そのいずれについてもどれが正しいとは一概に言うことはできないのです。

そのため、いずれの考え方を重視したグラウンド割りをしたとしても、たとえば③の考え方をとった

上で野球部はほとんどグラウンドを使うことができないといった極端なものでなければ、「結果の公正」を満たすものと考えてさしつかえないでしょう。

**～発展～**

**４　「対立」を解消して「合意」に達するための制度**

（１）本教材においては、各部活動がグラウンドをどれくらい利用するかということで「対立」していま

す。

集団内の人数が少人数にとどまっているのであれば、その集団に属する人たちみなで話し合って「合

意」に達することも不可能ではないでしょう。

しかし、集団内の人数が多数に及ぶ場合には、みなで話し合って物事を決めることは不可能です。

このような場合、集団内の意見を代表する者だけで話し合って解決することが必要になります。

本教材でも、各部活動の部員は数十人に上っており、みなで話し合うことなく、各部活動の部長とい

う各部活動の代表者による話合いにより解決することとなっています。

国や地方公共団体のような大集団の場合には、間接民主制（議会制民主主義）がとられていますが、

このような間接民主制の必要性についても、本教材のような身近な題材からも学ぶことができます。

（２）本教材では、各部活動の代表者による話し合いにより解決してもらうことが想定されています。

しかし、代表者は、いずれもその代表者を支持する人たちの利害を代表し、その人たちの利益を代弁

するという側面を有しているため、話し合いの内容によっては、どうしても「合意」に達することがで

きない（「対立」を解消することができない）ことがあります。

「多数決原理」は、このような場合に「対立」を解消するための制度として存在しています。

**５　ルールの改廃等**

一度作られたルールであっても、ルール制定時には予想しえなかった不都合が生じたり、その後の環

境等の変化によりルールとしてふさわしくなくなったり、さらにはもっとよりよいルールがあると考え

られるようになることもあります。

そうした場合には、再び話し合いによりルールを変更することも可能です。

もちろん、そうしたルール変更は、国のような大集団でもたびたび行われており、制定改廃をくり返し

ている法律も多数あります。

**６　ルールにより生じる不利益の解消手段**

（１）制定、改廃されるルールであっても、実際には、そのルールが制定されてしまったことで人権侵害等の不利益を受ける個人が出てしまうこともあります。

多数意見を占めるにいたらないとルールの改廃はできないため、そのような不利益を受ける個人は、裁判所のような司法機関に訴えて、個別の救済を求めることができます。

（２）このような司法機関による個別の救済の場面において、そのルールがはたしてよいルールといえるかどうか判断するに際しても、「効率」と「公正」の観点は考慮されることになります。

（３）なお、司法機関は、個別の救済の是非を考える中で、あるルール（法律、制令等）が憲法に違反すると判断するときには、違憲判断を行い、国会等に法律の改廃をうながすこともあります。

第**Ⅳ部 授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

（１）この授業では現代社会にある、さまざまな「対立」を身近なところから考えさせるように部活動のグラウンド割りに着目して考えられるように工夫しました。

（２）集団間の問題の解決に当たっては「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の視点から多面的に考えさせ、その過程や結果を適切に表現させることも大切だと考えます。

（３）よりよい社会を営んでいくためにはきまりや取り決めが必要であることを理解し、物事の決定の仕方、ルールの意義に関するさまざまな資料を収集し、有用な情報を適切に選択させて発表させることもポイントです。

**２　指導の工夫をしましょう**

現代社会をとらえるなかで「公正な判断をするための基準とは」という、問いを追究し、話し合いを通して考え方の基礎を身につけさせたいという観点から考えた指導案です。学習指導要領公民的分野の３ 内容の取扱い（１）イにある「日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して、政治や経済などに関わる制度や仕組みの意義や働きについて理解を深め、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすること。」に着目して指導の流れを考えました。

特に身近な部活動のグラウンド割りを考えさせることで、生徒たちの話し合いもより活発になると考えます。

集団の中で生活していることを考えながら、多様な価値観や利害の違いを「対立」ととらえ、この「対立」を多様な考え方をもつ人たちが社会集団の中で共に成り立ちうるように、たがいに利益が得られるように何らかの決定を行い、「合意」にいたる努力がなされることについて理解させるように考えています。

**３　授業の進め方**

**【1時間目】**

**〈　導　入　〉**

社会生活における物事の決定の仕方を、身近な例として「グラウンド割り」を取り上げて考えさ

せていきます。「効率」よくグラウンド割りができるよう生徒たちに考えさせましょう。

　　　はじめに「事例」と「ワークシート」を配付して、配付資料の内容について説明をすることで、

生徒たちにグラウンド割りが必要となる状況を読み取ってもらいます。そのうえで、「部活動のグラウンド割りをするためにはどのような考え方が必要か」と発問し、生徒たちが自由に発言できるようにします。ある程度意見が出たところで、教師から「効率」と「公正」について説明します。

**〈　展　開　〉**

生徒たちが興味をもちやすい部活動のグラウンド割りを例にとることにより、身近で親しみのあ

る内容にしています。4人1組のグループになり、1人1部活の部長となってもらい、各人にその部活に対応する「●●部の事情」と「工作／●●部用」を配付します。そのうえで、各人に、各部の部長としてどの程度グラウンドを必要とするかを考えてもらいます。

そのうえで、グループごとに、各部の部長として、グラウンド割りの仕方を話し合ってもらいま

す。それぞれの思惑や意見にどのように耳をかたむけるか、各部を代表して部長会でどのような発

言をしていくかも学習上意味のあることです。

各部の事情やグラウンドを使う必要性について話し合いをしながら各部のキットを台紙に貼っていきます。実際にキットを使うことにより、頭のなかだけではなく現実的にどのようなグラウンド割りをするべきかが見えてきます。

他の意見を聞いていく中で「対立」しながらもしだいに「効率」や「公正」の必要性があるということに考えが及んでくるでしょう。部長でありながら進行係をつとめるなどすると、それぞれの役目が見えてきます。

**〈　まとめ　〉**

話し合いや作業を通じて、「人間は社会的な存在であり、よりよい社会を営んでいくためにはルールやきまりが必要であること」、「社会の中では一定のルールがなければ秩序が保たれないということ」がわかってくるでしょう。

また、「対立」があってもそれを解消して「合意」に達することができれば、互いの利益を守りながら調整していくことができます。「合意」に達するための基準として「効率」や「公正」という概念が有用であることを理解させましょう。

次の時間には発表することも考慮し、部長会での様子が伝わるように発表の仕方の工夫をこらしましょう。

**【２時間目】**

**〈　導　入　〉**

どのようにしたらわかりやすい発表になるか、生徒たちに考えさせましょう。もう一度、たがい

の案を見比べて「効率」と「公正」を満たしたものになっているか判断させましょう。キットを上手に使いながら視覚的にもグラウンド割りの結果がわかるように作業します。

**〈　展　開　〉**

グループごとに、他の人たちとの「合意」がどのようになされたのかがわかるように発表させまし

ょう。時間の関係で、発表してもらうのは3～4グループ前後になるかもしれません。聞いている生

徒たちには、発表ごとに、質問や意見があれば挙手をうながしましょう。

グループ発表を進めるなかで、「対立」を解消して「合意」に達したルールのよしあしの判断基準

として、「効率」と「公正」の2つの概念が有用であることを気づかせましょう。

教師は解答例が参考になります。

**〈　まとめ　〉**

ワークシートに今回の授業のまとめを記入し、知識の定着をはかります。

「公正」の概念の中には「結果の公正」だけでなく「手続の公正」が含まれること、「対立」を解

消して「合意」にいたる過程の中で手続の公正さを満たしているかについても考える必要があることを説明しましょう。

また、時間に余裕があれば、法律や条例といった法の制定過程においても「対立」を解消して「合

意」にいたることを目指していること、法律や条例といった法の制定過程においてはどうしても「合意」にいたらない場合があること、そのような場合の「対立」の解消の原理として多数決原理が用意されていることなどにもふれられるとよいでしょう。

**自分と社会との関係の中に、効率や公正の考え方が見いだせれば、主体的な学びの態度というこ**

**とができると思います。**

**《参考解答例》**

　　月曜日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　木曜日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 野球部 | 野球部 | サッカー  －部 | サッカー  －部 |
| 野球部 | テニス部  野球部 | テニス部 |  |
| 野球部 | テニス部  野球部 | テニス部 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| サッカー  －部 | テニス部  サッカー  －部 | テニス部 |  |
| 野球部 | 野球部  テニス部 | テニス部 |  |
| 野球部 | テニス部  野球部 | テニス部 |  |

　 火曜日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金曜日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| サッカー  ー部 | サッカー  －部 | 野球部 | 野球部 |
| サッカー  －部  サッカー  －部 | テニス部 | テニス部 |  |
| サッカー  －部 | テニス部  サッカー  －部 | テニス部 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部  陸上部 |  | 陸上部 | 陸上部 |
| サッカー  －部  サッカー  －部 |  | 野球部 | 野球部 |
| サッカー  －部 | テニス部  サッカー  －部 | テニス部 |  |
| サッカー  －部  サッカー  －部 | テニス部 | テニス部 |  |

　　水曜日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| サッカー  －部 | サッカー  －部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 野球部 | 野球部  テニス部 | テニス部 |  |
| 野球部 | 野球部  テニス部 | テニス部 |  |

このようなグラウンド割りにした理由

・各曜日ともグラウンドを無駄なく利用できる。

・月～金曜日を通して、サッカー部は全体の18/80、テニス部は22/80、野球部は18/80、陸上部は22/80を利用できることとなり、強い部活動により多くのスペースを与えるべきという効率性に配慮し、かつ部員数の観点からも不公平とまではいえないように配慮した。

・陸上部は1/16×4、テニス部はグラウンドの1/4を少なくとも利用しないと練習不可能であることを考慮した。

・テニス部が男女それぞれ週3回はグラウンドを利用できるように工夫した。

・サッカー部の5対5の練習、野球部の内野ノック練習ができる日を設けた。

**サッカー部の事情**（サッカー部の部長にのみ配付）

【部長の考え】

部員数は２２名もいるので練習する場所が必要です。

そのためにも週のうち3日はグラウンド半面を使うことを希望しています。

【グラウンドの広さごとに可能な活動】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グラウンドの広さ | グラウンド使用状況 | グラウンドの広さに応じて可能な活動 |
| グラウンド全体 |  | 対外試合・紅白戦等11対11の練習が可能 |
| グラウンド1/2 |  | サッカーゴールを設置して7対7の練習を行うことが可能 |
| グラウンド3/8 |  | サッカーゴールを設置することはできず5対5の練習が可能 |
| グラウンド1/4 |  | サッカーゴールを設置することはできず４対4の練習を行うことが可能 |
| グラウンド1/8 |  | リフティング[[1]](#footnote-1)等個人練習は可能、チーム練習は一切不可能 |

**テニス部の事情**（テニス部の部長にのみ配付）

【部長の考え】

部員数は男子15名、女子２０名です。

大会はもちろん男女別で行われるので、練習も男女別に行っています。

男女いずれもコートを使用するには２コート分の広さを確保する必要があります。

【グラウンドの広さごとに可能な活動】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グラウンドの広さ | グラウンド使用状況 | グラウンドの広さに応じて可能な活動 |
| グラウンド1/2 |  | テニスコート3つを設置することが可能 |
| グラウンド3/8 |  | テニスコート2つを設置することが可能 |
| グラウンド1/4 |  | テニスコート1つを設置することが可能 |

**野球部の事情**（野球部の部長にのみ配付）

【部長の考え】

部員数は男子55名です。

多くの部員の練習形態を確保するためには練習場所が必要です。

陸上部と重ならない限り、グラウンドのはしもふくめて可能な限り使用したいです。また、その時はボールを使った練習はしません。

【グラウンドの広さごとに可能な活動】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グラウンドの広さ | グラウンド使用状況 | グラウンドの広さに応じて可能な活動 |
| グラウンド全体 |  | 対外試合・紅白戦等9対9の練習、フリーバッティング[[2]](#footnote-2)・内外野(内野[[3]](#footnote-3)及び外野[[4]](#footnote-4))の練習全般が可能 |
| グラウンド1/2 |  | フリーバッティング、浅めの外野練習[[5]](#footnote-5)が可能 |
| グラウンド3/8 |  | トスバッティング、内野ノックが可能 |
| グラウンド1/4 |  | トスバッティング[[6]](#footnote-6)が可能、内野ノック[[7]](#footnote-7)等守備練習は一切不可能 |
| グラウンド1/8 |  | キャッチボール[[8]](#footnote-8)、素振り[[9]](#footnote-9)は可能 |

**陸上部の事情**（陸上部の部長にのみ配付）

【部長の考え】

毎日のトラック使用は必要ありませんが、今後の活躍も大いに期待できるので、グラウンドはしの直線コースと角は必ず使わせてほしいです。

長距離の周回コースを利用できる日が平日にもほしいです。

【グラウンドの広さごとに可能な活動】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グラウンドの広さ | グラウンド使用状況 | グラウンドの広さに応じて可能な活動 |
| グラウンド全体 |  | トラック[[10]](#footnote-10)＆フィールド[[11]](#footnote-11)競技全般（短距離・長距離、走り高跳び、走り幅跳び、砲丸投げ）の練習が可能 |
| グラウンド  1/2＋1/16×2 |  | コーナーを抜けて直線を走行する練習、走り高跳び、走り幅跳び、砲丸投げの練習が可能 |
| グラウンド  1/4＋1/16×2 |  | ショートコーナーを抜けて直線を走行する練習[[12]](#footnote-12)、走り幅跳びの練習が可能 |
| グラウンド  1/8＋1/16×3 |  | ショートコーナーを抜けて直線を走行する練習が可能 |
| グラウンド  1/16×4 |  | 直線コースを走行する練習が可能 |

【グラウンド図】

（月曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（火曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【グラウンド図】

（水曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（木曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【グラウンド図】

（金曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

予備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（工作／サッカー部用）

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |

（工作／サッカー部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |
| サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 | サッカー部 |

（工作／テニス部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |

（工作／テニス部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |
| テニス部 | テニス部 | テニス部 | テニス部 |

（工作／野球部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |

（工作／野球部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |
| 野球部 | 野球部 | 野球部 | 野球部 |

（工作／陸上部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |

（工作／陸上部用）

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |
| 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 | 陸上部 |

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

✂

1. 手以外の体の部分を使って、ボールを地上に落とさず打ち上げ続けること [↑](#footnote-ref-1)
2. 18メートルほど離れた所から、普通の速度の球、または打者の望む種類の球を投げさせて打つ打撃練習 [↑](#footnote-ref-2)
3. 野球のグラウンドのうち、本塁、一塁、二塁、三塁で囲まれた部分。またその外縁、通常の内野手の守備領域 [↑](#footnote-ref-3)
4. 野球のグラウンドでのうち、内野後方の地帯 [↑](#footnote-ref-4)
5. 外野練習のうち、ホームベースから近い位置に飛ぶゴロやフライを捕ったり送球したりする練習 [↑](#footnote-ref-5)
6. 打者の近くからトスされた（緩く投げられた）球を、打者が軽く当てる打撃練習 [↑](#footnote-ref-6)
7. 内野守備用の捕球・送球の練習 [↑](#footnote-ref-7)
8. 2人、またはそれ以上の者が相互に投球・捕球を繰り返す行為 [↑](#footnote-ref-8)
9. 練習のためにバットを振ること [↑](#footnote-ref-9)
10. 陸上競技のうち、トラック（競争路）を使う競技（100m走、110mハードル走、400mリレー等）の総称 [↑](#footnote-ref-10)
11. 陸上競技のうちトラックの内側のフィールド内で行われる跳躍競技（走り幅跳び、走り高跳び等）と投てき競技（砲丸投げ、ハンマー投げ等）の総称 [↑](#footnote-ref-11)
12. トラック競技のうち、直線コースのみを使用するのは100m走、110mハードル走くらいであり、200m走、400mリレー等ではコーナーを走る練習が必要となる [↑](#footnote-ref-12)